

1. 我が国は、国連気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）の議長国として京都議定書を取りまとめ、先の国会での手続を経て締結した。京都議定書は、地球環境の枠の中で人類が持続的に発展していくことを保障しようとする新たな発想に基づく国際約束である。しかし、我が国の温室効果ガス排出量は依然として増加しており、現行の施策だけでは京都議定書の削減約束を大幅に上回ってしまい我が国の国際的責務を果たせないおそれがある。我々は、京都議定書の削減約束を確実に達成することに向け、今の段階から温室効果ガス排出抑制のための取組を強力に推進する必要がある。
2. その際には、現下の厳しい経済状況を強く認識し、その取組が、我が国の経済活性化、雇用創出などにもつながるよう、技術革新や経済界の創意工夫を活かし、不況から脱出の道を模索する我が国経済にとって、大きなチャンスに転化しなければならない。我々には、「環境と経済の両立」に資するような持続可能な経済社会構築のための政策を提示することが求められている。
3. 加えて、温暖化問題は国民の各界各層のエネルギー消費と密接に関連することから、世界有数のエネルギー消費大国としての我が国の責務を常に強く意識しながら地球環境問題に取り組む必要がある。現在の我が国のエネルギーを巡っては、温暖化問題への対応と同時に、我が国及びアジア諸國の中東原油への依存度の高まりや流動的な中東情勢を勘案したエネルギーセキュリティ戦略の再構築の必要性、電力分野における「自由化の推進」と「原子力発電の推進」との両立の必要性といった大きな環境変化への対応に迫られているところであり、総理からの指示を受け、8月末の経済財政諮問会議で経済産業大臣が今後のエネルギー政策の見直しを表明して以降、天然ガスシフトの加速化など、具体的な検討を進めているところである。
4. 直面する政策課題に関するこのような共通理解に立ち、地球温暖化対策推進本部の副本部長の責務をともに担う我々が強いリーダーシップを發揮

することによって、経済産業省と環境省が、エネルギー政策の見直しのこのタイミングを逃さずに、地球温暖化対策推進大綱に定められた2004年までの第一ステップの取組を抜本的に強化するため、新たな連携と協力を開始することとした。それは、かねてより環境省が提唱していた、特別会計のグリーン化を両省が共同して一層進めることでもある。

5. 具体的には、経済産業省の下で、省エネルギー・代替エネルギーに係る技術等を開発し、実地での導入を進める施策を石油備蓄などのいわゆる石油対策とともに一般会計から整理区分して管理してきた石油特別会計において、新規の事業メニューを含むエネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出抑制に役立つエネルギー関連施策を、新たに環境省も参加した上で、強力に展開することである。また、天然ガスへのシフトもさらに強力に進める。こうした歳出面の一層のグリーン化に伴って、同会計の歳入面については、初めて石炭に課税することなどにより、公平な負担構造への組み替えを行うこととし、エネルギー特別会計の歳出・歳入の思い切ったグリーン化を果たすこととしたい。このように、既存の政策的枠組みを超えた省際協力は、新たな柔軟な発想に基づく試みでもあると考える。我々のこうした方針に対して、今後、関係方面のご理解を得るべく努力したい。
6. さらに、省エネルギー・代替エネルギー施策や地球温暖化防止施策が両省の幅広い連携の下でますます効率的に展開していくようになるよう、環境省の提案により、両省の担当局長クラスが参加する「エネルギー政策・環境政策連携会議」を設置することも決定した。我々は、同会議の実りある成果に期待する。
7. 両省は、以上のとおり、第一ステップの取組を強化すべく協力して最大限の努力をする。このことはもとより、一歩を進め、来るべき2005年からの第二ステップの取組においても、両省は協力しつつリーダーシップを発揮する。
8. なお、環境省は、第二ステップでの政策の候補の一つとして、環境の負荷に公平に着目した課税と、より広い範囲の対策への支援などを組み合

わせた温暖化対策税を検討している。

9. 両省は、2004年には、「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」の考え方に基づき、第一ステップにおける取組の進展を踏まえつつ、第二ステップに向け、関連するあらゆる対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、その結果に応じ、必要な対策・施策を講じていく所存である。こうしたことを通じ、今後とも両省は、我が国を革新し、世界をリードする役割を果たす覚悟である。国民の理解と参加を得て、我々は、人も生物も安心して住め、未来への明るい希望のもてる地球を必ずや実現してまいりたい。

平成14年11月15日

経済産業大臣

平野達夫

環境大臣

鈴木俊一